

神戸市歯科口腔保健推進懇話会開催要綱

平成 28 年 12 月 8 日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市歯科口腔保健推進条例第 9 条に基づき、本市の歯科口腔保健の推進に係る計画を策定し、その進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるにあたり、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者との協議を行い、専門的な意見を聴くため、神戸市歯科口腔保健推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 懇話会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科医療等関係者
- (3) 保健医療等関係者
- (4) 民間各種団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民代表
- (7) 市職員
- (8) 前 7 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱又は任命する委員の人数は、30 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 保健福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(懇話会の公開)

第 5 条 懇話会は原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認め

られる場合

- 2 懇話会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（関係者の出席）

- 第 6 条 保健福祉局長は、必要があると認めるときは、懇話会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（施行細目の委任）

- 第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に必要な事項は、地域保健課長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日より施行する。

神戸市歯科口腔保健推進懇話会 委員名簿

敬称略 (分野別50音順)

平成29年3月29日現在

	氏名	所属等	備考
学識経験者	足立 了平	神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科 教授 (兵庫県病院歯科医会 会長)	
	天野 敦雄	大阪大学歯学研究科 予防歯科学教室 教授 歯学部長	
	伊藤 篤	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授	
	三宅 達郎	大阪歯科大学 口腔衛生学講座 教授	
歯科医療等 関係者	上原 弘美	兵庫県歯科衛生士会 会長	
	億川 潔	神戸市歯科医師会 会長	
	神原 修	神戸市歯科医師会 副会長	
	竹信 俊彦	神戸市立医療センター中央市民病院 歯科・歯科口腔外科 部長	
	広瀬 武久	兵庫県歯科医師会 専務	
保健医療等 関係者	伊藤 清彦	神戸市薬剤師会 会長	
	置塩 隆	神戸市医師会 会長	
	中野 則子	兵庫県看護協会 会長	
	西 昂	神戸市民間病院協会 会長	
民間各種団体 の代表者	安田 義秀	神戸商工会議所 総務部長	
兵庫県	時岡 早苗	兵庫県健康増進課 歯科口腔保健担当参事	
市民代表	小林 佳代子	ネットモニター公募委員	
	服部 貴美子	市民推進員	
神戸市	北 徹	神戸市医療監	

神戸市歯科口腔保健推進懇話会 関係者名簿

(H29年度)

所 属	氏 名	備 考
保健福祉局長	三木 孝	
健康部長	熊谷 保徳	
保健所長	伊地智 昭浩	
教育委員会事務局教育担当部長	馳川 潤哉	
保健課長	中山 裕介	
口腔保健支援センター長	渡辺 雅子	
調整課長	山崎 初美	
健康部健康政策課長	水野 進太郎	
地域医療課病院調整担当課長	境 智司	
介護保険課長	林 秀和	
高齢在宅支援担当課長	吉村 千波	
認知症・介護予防担当課長	松原 雅子	
障害福祉課長	田辺 伸公	
こども家庭局こども企画育成部母子保健担当課長	東坂 美穂子	
こども家庭局こども企画育成部医務担当課長	三品 浩基	
こども家庭局子育て支援部事業課長	荻野 一郎	
こども家庭局子育て支援部指導研修担当課長	上田 張方	
口腔保健支援センター担当係長	向 康子	
教育委員会事務局指導部健康教育課学校保健係長	松尾 多賀子	

第1回神戸市歯科口腔保健推進懇話会 議事要旨

1. 日時：平成29年3月29日（水）14時～16時
2. 場所：三宮研修センター

委員) 神戸市の虫歯は全国の目標数値を下回って良い結果である。これは歯科衛生士会や歯科技工士会や三師会が連携している成果である。今後とも市民全体で関心を持って取り組んでいくことが大事。

委員) 来年度から兵庫県衛生士会の神戸支部となりその下に9区の担当をおくので、各区の歯科医師会と連携していく。歯科衛生士は人材不足で地域活動の確保が難しいが、障害者施設や休日診療など歴史的に長く協力させていただいている。今後も行政と歯科医師会その他関係団体とともに尽力していきたい。

委員) 歯科医師会、歯科衛生士会、市の3者が協力して切れ目のないライフステージで取り組みをしっかりとされている。関西の他都市ではあまりない。

若者、壮年期はアプローチ難しい。職域には積極的にアプローチしているのか。

事務局) 職域保健の実務者会では来た人には伝えているが、その他の企業にはまだ直接伝えていない。

委員) 市民へ広報が届いていない。スーパーフライディを活用して、早く帰るなら、うまくつなげないか。今年は開港150年なので、全国への情報発信の機会。うまく取り組みできないか。

委員) 条例は理念に過ぎず、仏像でいえば仏の中に魂をいれなければいけない。熊本地震を契機にDHEATができた。この取り組みに歯科が入っているのか。

事務局) 近畿と国でDHEATの研修があったが、どちらも歯科の肺炎予防までは入っていない。今後の歯科口腔保健のニーズをとらまえて検討したい。

委員) 長田区は3歳児健診でのフッ化物塗布が高いが、う蝕有病者率が高いのはなぜか、平成26、25年はどうか。毎年、何か対策をしているか。

事務局) 長田区は市内ワースト1が続き、全国平均よりも悪かった。平成23年から、区を挙げて、区歯科医師会、常盤大学短期大学部など歯科関係者とともに歯科啓発に取り組んだ。まず地域の実情を分析するため、平成23年度にアンケート調査をしたところ、食習慣ではおやつ回数が多く、仕上げ磨きをしないなど、生活習慣が市内で一番悪かった。チラシで啓発したところ、平成26年度にはワースト1から脱出したが、すぐ戻ったので、平成28年度は妊婦への対策を強化している。

委員) 長田区がワーストから抜けて兵庫区がワースト1になった。検診の時にフッ化物塗布をするが、後の継続がないので、う蝕が多い。中央・兵庫・長田は結核も多く、いろいろな問題があり、健康への取り組みへの関心が少ない人が多い。その世代の全部(児童・生徒)を把握してきているのは学校歯科医である。学校歯科でしっかり教育を行えばその後の理解度が上がると思う。教育に戦略的に目を向ければいいのか。

委員) 社会的弱者の視点は大事。貧困の問題にも対応できる視点が要。相対的な貧困率は全国で15～6%、つまり6世帯に1世帯は貧困。家計が苦しいと親は我慢しろといい、子供も我慢するようになる。

小学校に上がる前に就学援助制度がある。校医は学校から情報もらって、就学援助金をもらっている生徒を丹念に診てもらったらいいのではないか。虫歯の子＝援助要ということがわかれば、その親に啓発する方法も考えられる。掴み方は広げることができる。

事務局) 平成 29 年度から健康創造都市 K O B E を全市で進める。そうすると志の高い人と低い人の差が広がるので、その格差対策を WHO と協力して取り組んでいく。

委員) 周術期の取組みが記載されているが、当院では口腔ケアが浸透していてクリニカルパスにのっとり自動的に受診するようになっている。しかしながら、人的、物的制約から心臓血管外科、消化器外科、血液内科などの手術時に絞っている。健康に関心のない人の口の中はひどい状況である。手術時に歯が折れて誤嚥とかの事例がある。入院を決めたときに、県や市の歯科医師会と、**歯科医院名簿にもとづいて紹介するシステムを構築したいので、ご協力をお願いしたい。**

委員) 子どもの頃の歯科健診時に自分の歯をほめてもらった。歯科衛生士にもほめられ、以来 4 ヶ月に 1 回は定期健診を受けている。80 歳になっても 28 本の歯を残したい。現在、成人している 3 人の子どもがいる。小学校まで寝かせ磨きしていたが、**高校生になると目が行き届かない。**

平成 27 年のポータライナーの啓発や地下鉄の「かかりつけ歯科医」動画も見たことない。**花時計も知らない。**

私立幼稚園でフッ化物洗口が少ないのはなぜか。

事務局) 幼稚園は 4 時間が生活の場。私立幼稚園はそれぞれ特色をもってやっている。97 園中 24 園がフッ化物のうがいに取り組んでおり、人数自体は 2,500 人いて、この取組みは年々増えている。

委員) 東灘区は教育熱心な親が多いので、きちんと歯磨きする習慣につながっている。自分は歯科検診はしていないが、「ひがしなだ健康クラブ」を作って仲間を募り、よい健康習慣につながっていきたいと思っている。日中働いていると生活圏にないものは目に入らない。もっと身近なところで啓発やってもらえば。

健康経営について区内の企業と話をしたが、**企業の従業員だけではなく地域住民にも対象を広げてほしいと思う。**子ども食堂を見に行ったが、**子ども食堂と口腔対策をセットでひろげればうまくいくのではないか。**歯医者にはよっぽど痛くなければ行かない。歯医者は怖くない所という雰囲気をかもし出して、行きやすくなればいい。**歯科医院で本の貸し出しや、診察のない日に開放してもらえないか。**

委員) 周術期や高齢者など、口のケアは大事。医師会との連携が大事だが、なかなか難しい。

「フレイル(虚弱)」という言葉は 2014 年 5 月に老年医学会が作った。**オーラルフレイルをまず早期発見して対策をすることにより、フレイルになるのを防ぐことができればよい。**歯科衛生士にオーラルフレイルの教育がどこまでできているかであるが、初期介入が大事である。是非取り組んでいただきたい。

委員) 今までは医療関係者が口の大切さを理解していなかった。市歯科医師会より周術期の啓発ポスターをもらったので、神戸市医師会全員に配布する。三師会が集まる場所では話している。**医科歯科連携を強力に進めていきたい。**

在宅医療における口腔ケアは大事である。神戸市医師会の勉強会の講師を歯科医師会にお願いしている。耳鼻咽喉科と歯科の両方にまたがるため、これからも互いに連携してやっていく。

神戸市歯科口腔保健推進検討会開催要綱

平成 28 年 12 月 8 日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市歯科口腔保健推進条例（平成 28 年条例第 15 号）第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を基本とする施策を実施するにあたり、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との協議を行うため、神戸市歯科口腔保健推進検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科医療等関係者
- (3) 保健医療等関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 保健福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

第 5 条 検討会は原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(関係者の出席)

第 6 条 保健福祉局長は、必要があると認めるときは、検討会への関係者の出席を求め、説

明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、地域保健課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年12月8日より施行する。

神戸市歯科口腔保健推進検討会 委員名簿

(敬称略 選出分野別)

学識経験者	会長 神戸常盤大学短期大学部 口腔保健学科 教授 足立 了平	
神戸市歯科医師会	神戸市歯科医師会 会長 神戸市歯科医師会 専務理事 神戸市歯科医師会 常務理事 神戸市歯科医師会 常務理事 神戸市歯科医師会 常務理事 神戸市歯科医師会 常務理事	億川 潔 百瀬 深志 池端 幸成 (地域保健・高齢者福祉) 竹中 博 (学校歯科保健・会計・ 経理) 杉村 智行 (こうべ市歯科センター ・休日歯科診療) 高見 敏昭 (広報・総務)
病院歯科	神戸市立医療センター中央市民病院 歯科口腔外科部長 竹信 俊彦	
各区歯科医師会	東灘区歯科医師会 会長 灘区歯科医師会 会長 中央区歯科医師会 会長 兵庫区歯科医師会 会長 北区歯科医師会 会長 長田区歯科医師会 会長 須磨区歯科医師会 会長 垂水区歯科医師会 会長 西区歯科医師会 会長	小宮山 寛芳 (神戸市 副会長) 片野 清 安井 仁司 (神戸市 監事) 神原 修 (神戸市 副会長) 西尾 嘉高 中塚 要 定政 規夫 赤松 正広 西藤 隆弘
兵庫県歯科技工士会	会長	宅見 満
兵庫県歯科衛生士会	会長 副会長	上原 弘美 岩崎 小百合

神戸市歯科口腔保健推進検討会関係者名簿

(平成29年度)

所 属	氏 名	備考
保健福祉局長	三木 孝	
保健所長	伊地智 昭浩	
保健所保健課長	中山 裕介	
保健所保健課口腔保健支援センター長	渡辺 雅子	
保健所調整課長	山崎 初美	
健康部健康政策課長	水野 進太郎	
健康部地域医療課病院調整担当課長	境 智司	
高齢福祉部介護保険課長	林 秀和	
こども家庭局こども企画育成部医務担当課長	三品 浩基	
こども家庭局子育て支援部事業課長	荻野 一郎	
保健所保健課口腔保健支援センター歯科事業担当係長	向 康子	
教育委員会事務局指導部健康教育課学校保健係長	松尾 多賀子	

平成 28 年度 第 1 回神戸市歯科口腔保健推進検討会 議事要旨

日時：平成 28 年 12 月 26 日(月) 20 時～21 時 30 分

場所：TKP三宮ビジネスセンター6階

(1) 神戸市歯科口腔保健推進条例について

(2) 「こうべ歯と口の健康づくりプラン」の取り組み状況について

(3) 訪問口腔ケア事業について

○地域ケア会議に歯科衛生士が関与していない。なんとかならないか。

→兵庫県歯科衛生士会は、平成 29 年 4 月より県下 10 支部となり神戸支部もできる。その中で区担当者 9 名を任命し、窓口を明確にしていく予定。

○施設には遠方から歯科医師が来て、地元の歯科医師が関与できず、困るケースがある。行政で何か対策できないか。

→高齢福祉部の施設担当や施設の協議会と相談し対応を検討したい。(事務局)

(4) 口腔がん検診について

○20 年前から比べると患者数は 1.5 倍に増加している。口腔がんは視診と触診で診断が可能。

中央市民歯科口腔外科には口腔外科専門医・指導医および癌治療認定医がいるので、ぜひ役に立ちたい。

○尼崎市歯科医師会のシンポジウムにて、尼崎と長田区で口腔がんの死亡率が高いという調査結果がでていた。近年、口腔がんは、子宮がんよりも死亡率が高くなっている。口腔がんは初期では症状が出にくく、手遅れになってから病院に受診しているようだ。

○検診には難しい面もあるので、専門性を持っている先生がやるべき。

○歯科医師全体のレベルの向上も兼ねた事業展開をしていきたい。

○行政としては、まず啓発が重要と考えている。(事務局)

(5) 次回以降の検討会テーマについて

○乳幼児健診の時に従事している歯科衛生士のスキルアップ研修をやってほしい。

→歯科衛生士会としても、乳幼児からの口腔機能の指導は必要と考え、妊婦や乳幼児からの口腔機能管理に関する研修会を実施しているので、従事者は受講してほしい。

○歯科衛生士会では人材発掘や復職支援の研修会を開いているが、非会員には情報が届かない。市の広報紙への掲載など、行政も協力してほしい。

○40, 50 歳の検診の受診率が低いのは、検診当日に診察ができないからではないか。他都市では検診とあわせてクリーニング(歯石除去)をして受診率が向上したようだ。

平成29年度 第1回神戸市歯科保健推進検討会（議事要旨）

日時：平成29年4月11日（火）19時30分から

場所：TKP 三宮ビジネスセンター6階

司会：中山課長

1 開会（中山課長）

2 あいさつ（三木局長）

3 議事要旨

(1) 口腔保健支援センターの設置について〈資料2〉

事務局) 「“健康創造都市 KOBE” の推進」ということで、口腔保健を総合的に推進していくため、「神戸市歯科口腔保健推進条例」に基づき、「神戸市口腔保健支援センター」を設置した。業務内容、構成メンバーなどについては、資料2の①に記載している。

委員) 歯科衛生士の担当地区はどのように決められているのか。

事務局) 各区の業務量・出生数・人口の割合・健診回数等を勘案して、概ね大きな区とそうでない区を組み合わせで決定している。

(2) 口腔がん検診の実施支援について〈資料3〉

事務局) 口腔がんの早期発見・予防は大変重要であるため、平成29年度より神戸市歯科医師会への補助事業として500万円の予算措置を行った。

委員) 神戸市歯科医師会としては、関係機関との連携を考えており、小委員会を立ち上げて事業の推進を図っていく予定である。

(3) 訪問口腔ケア推進事業報告〈資料4〉

委員) 神戸市歯科医師会より事業の進捗状況について説明

委員) 2月に研修会を開催したが、開催にあたり歯科衛生士がどの程度集まるか分からず、最初は20～30名位の申し込みであった。再度歯科医師会を通じて案内をし、また、歯科衛生士会員の内、神戸市とその近辺の会員に対し、個別に案内通知をした結果、多数の参加となった。

委員) 今回の登録者以外にも事業の参加希望者がある。今後は歯科衛生士の技量の向上も考えていかななくてはならない。

委員) 今回の報告では、事業の対象者は3名とのことだが、希望者の選定はどのようにしているのか。

委員) 神戸市歯科医師会より、平成28年度の対象者は訪問診療を推進している歯科医師の患者を対象とした。

委員) 介護者側の理解を十分深めていく啓発も必要なのではないか。まだ知らない者が多いので周知をしっかりとしてほしい。

委員) 神戸市歯科医師会として、今年度は周知に力を入れていく予定である。

委員) 今後は対象者が増えていくか。

委員) 神戸市歯科医師会としては、対象者は多いと思うが、治療後のケアにつながっていなかったもので、今後は歯科衛生士会と協力して受診者の増加につなげていきたい。

今まで、歯科医師だけで行っていたことから、一步進んだと思う。

委員) 訪問事業に登録している歯科衛生士は、兵庫県歯科衛生士会会員のみか。

委員) 兵庫県歯科衛生士会として受けているので、会員のみである。

委員) もう少し広げてはいかがか。

委員) 歯科衛生士の質的なこともあり、研修会を受講していただく意味でも会員で行っていく予定。

委員) 訪問口腔ケアが進んでいくためには、歯科医師や歯科衛生士だけでなく、介護関係の方々の協力が不可欠と思うので、他職種連携により事業をうまく軌道に乗せてほしい。

委員) 訪問診療は、国も推進してきている。利用者が使いやすいシステムが必要である。今回の研修は歯科衛生士のスキルアップにつながったと思うので、歯科医師も次回の研修を参考に、安全に事業を進めていくことが必要と考える。また、必要な方のニーズをしっかりと把握し、ケアマネ等を活用して、うまくつなげていくことが必要と思う。

委員) 色々なリスクのある方を対象とするので、研修等をクリアした者を事業実施者とするようなことも今後は考えていってもよいのではないか。

(4) 地域包括ケア推進会議の報告<資料5・5-1・5-2>

○ 地域包括ケア推進部会における検討項目<資料5-1>

事務局) 健康寿命延伸のための「介護予防」のあり方の中の項目として、口腔ケアが上げられており、在宅医療の充実を図るため、関係機関の連携が重要となる。

○ 専門部会の設置について(案)<資料5-2>

事務局) 専門部会の名称について、4つの部会を考えている。

(1) 健康寿命延伸のための「介護予防」に関する専門部会

(2) 医療介護連携のあり方に関する専門部会

以上の中に、歯科口腔に関する項目がある。

・専門部会の人選については、今後検討していく。

事務局) 専門部会での検討項目

(1) 健康寿命延伸のための「介護予防」

・機能改善につながる効果的な介護予防サービスの検討

・フレイル対策、口腔ケア等が歯科関連としてあがっている。

委員) フレイル対策に対しては、歯科技工士会としても色々模索している。

歯科医師・歯科衛生士の活動を技工士会としてどのように関わり、支えていけるのかを考えていくため、研修会等も実施している。

委員) 訪問診療の場合、他職種連携の中で、患者によっては様々な組み合わせが考えられるので、技工士会としての関わりもあるのではないかと考えられる。

委員) 高齢者に対する医科歯科連携について言われているが、医科の先生方の歯科に対する認知度が低く、重症化してからの依頼が多いので、もう少し早期からの関わりができないか。

委員) 専門部会の中に歯科関係者は入るのか。

委員) 介護予防には、歯科衛生士の関わりが、ある程度効果的であるということが立

証されているので、ぜひ専門部会の中に歯科衛生士を入れてほしい。

事務局) 人選については、まだこれからである。

○医療介護サポートセンター事業の効果検証<資料パンフレット>

事務局) パンフレットに基づき説明

委員) 地域包括ケアシステムの中にすでに組み込まれているので、それぞれの立場でできることを考えていかなければならない。例えば認知症の早期発見につなげたり、また他から何かをつなげられたりする立場にあると思われる。

サポートセンターについて歯科医師との関わりはどのようになっているのか。

事務局) サポートセンターは市医師会・区医師会等により作られた経緯があり、歯科関係者がどのように関係していくかは考えているところである。

一部区では、すでに関連ができているところもある。

口腔保健の部分をもどのように入れていくのか、区ごとや市としてのアプローチ等の方法がある。

委員) サポートセンターは神戸市医師会が主体と考えていたが、市が関係しているのなら、歯科医師会としてのアプローチにしていこうと思うが。

委員) 長田区では今年度よりすでに参加しており、歯科医師会としてできることを考えていっている。

事務局) 区によって関わり方がかなり違うように思うが、医師会側の在宅ケアに関する温度差があるので、順次実施していっている。

医療介護サポートセンターは、市民相手ではなく、医療関係者等からの相談に答える窓口である。

委員) 北区では、病院が関与しているのでほとんど機能していない。行政から働きかけてほしい。医師会は別途会議を持っている。

事務局) 北区の場合、医師会が病院にお願いしているので、医師会に働きかけをしていただきたい。

委員) サポートセンターの件に関して歯科医師会は、医師会に比べると基盤が弱いので、連携を進めていく上で限界を感じているが、区において、医師会、歯科医師会の会長同士の連携が必要ではないかと思う。今後必ず進めていかなければならないため、医師会との良好な関係を模索している。

委員) サポートセンターシステム構築への歯科医師会の参加は、うまくいっているところを参考にすすめていってはどうか。普段からよい関係づくりが必要と思われる。

(5)「こうべ歯と口の健康づくりプラン」の改訂について<資料6>

事務局) 現在のプランについて、資料を基に概要を説明

委員) オーラルフレイルが抜けているので、今後それを入れていく必要があるのではないか。

事務局) フレイルの上位2段階に前にオーラルフレイルがあるとのことで、今後はそれらも含めて考えていきたい。

委員) 周術期の連携はプランに入っているが、今後はその他の疾患も含めて連携を考えていきたいが、この会議の中で検討していくのは、時間的に難しいのではな

いか。

事務局) 開催回数か内容を絞り込む必要があるのか、回数等を含めて今後検討したい。

委員) プランの中に、外傷で脱臼等も多いため、特にスポーツ外傷や顎関節症等もどうか。

委員) 口腔機能不全に関することも、フレイルと絡めて口腔機能低下症というのは、今話題にのぼっているところである。

委員) 噛むことについては、姿勢が大切なので、そのあたりも入れたらどうか。

委員) すべてのライフステージとなっているが、高校・大学となると親の目も届かず、生活も不規則になりがちで、口腔内の状態が悪くなることが多い。1.8歳から20代くらいのくくりで何か対策を考える必要があると思う。

委員) 3歳児までの歯科のデータはあるが、学校のデータはとれるのか。

事務局) どのようなデータが必要かによるが、すべてがある訳ではないが、出せるものはあると思う。

委員) データは必要で、データを元に対策が考えられると思う。

委員) 教育委員会に必要なデータの提供を依頼したら、プライバシーに関係しない範囲で出してもらえらると思うので、それを元に対策が考えられるのではないか。

委員) 妊娠期の対策について、妊婦本人の口腔内の注意とその後の子どもへの影響について分けたらどうか。

事務局) 今回説明に使用した資料は、概要版であるため分かりにくいですが、本編の中では分けて詳しく説明している。案の提示はできるだけ早くお願いしたい。連絡方法は、Eメールが可能であればご協力をお願いしたい。

委員) 次回の議題について、次回は6月開催となるので、歯と口の健康プランの案を提示していかないといけないと思われる。

また、取り上げたい議題として、サポートセンターとの関係も考えていく必要があると思われる。

委員) 若者・壮年期の内、企業(健診)へのアプローチの強化を考えていく必要があるのではないか。

事務局) 次のプランは5年間となる予定なので、今後5年間に向けてどのように進めていくのか考えていきたい。

11月は市民向けの啓発を考えている。

委員) 健康づくりプランの根本的なところは、現在のものもよくできていると思うが、大きく変えるのか部分的に変えるのか。

事務局) 国や市の関係からも大きく変わるものではないが、オーラルフレイルのような新しく出てきた内容も盛り込んでいきたい。4年間の中で変わったところを入れていく。

事務局) 市長の方針は作文行政からの脱却。中味をしっかりと5年間持つか。

条例ができたので、位置づけが変わってきているので、意見をもらいながら組み直していくべきと思う。